

平成29年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

1 暴力行為

定義：「自校の児童生徒が、故意に有形力を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」、「生徒間暴力」、「対人暴力」、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分ける。

＜小学校＞学校の管理下以外 上段：件数 下段：発生学校率＝発生学校数÷学校総数×100 (%)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
文京区 (発生学校率)%	2 (10.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
東京都 (発生学校率)%	21 (1.4)	20 (1.1)	29 (1.5)	22 (1.2)	53 (1.4)
全国 (発生学校率)%	804 (2.6)	863 (2.7)	1210 (3.1)	1236 (3.8)	1451 (4.2)

学校の管理下

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
文京区 (発生学校率)%	9 (20.0)	3 (15.0)	8 (20.0)	20 (20.0)	11 (30.0)
東京都 (発生学校率)%	531 (10.5)	307 (7.7)	418 (11.3)	649 (11.8)	707 (13.3)
全国 (発生学校率)%	9876 (11.2)	10605 (12.0)	15927 (16.5)	21605 (20.0)	26864 (22.2)

＜中学校＞学校の管理下以外

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
文京区 (発生学校率)%	1 (10.0)	7 (30.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
東京都 (発生学校率)%	224 (19.8)	198 (17.3)	175 (15.3)	96 (10.5)	75 (8.2)
全国 (発生学校率)%	3648 (19.9)	3346 (18.8)	2697 (14.6)	1458 (9.3)	1313 (8.7)

学校の管理下

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
文京区 (発生学校率)%	38 (70.0)	31 (70.0)	33 (60.0)	26 (50.0)	22 (80.0)
東京都 (発生学校率)%	1612 (50.6)	1444 (42.8)	1659 (46.4)	1576 (45.0)	1363 (40.0)
全国 (発生学校率)%	35698 (45.4)	32986 (42.1)	31322 (43.1)	28690 (44.3)	27389 (43.6)

「1 暴力行為」

○大きなけがにつながる悪質なものはなし。

2 いじめ

定義：児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
 なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

＜小学校＞ 上段：認知件数 下段：認知学校率（％）＝認知学校数÷学校総数×100（％）

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
文京区 (認知学校率)％	60(*16校) (80.0)	52(*16校) (80.0)	71(*14校) (70.0)	91(*19校) (95.0)	79(*16校) (80.0)
東京都 (認知学校率)％	5581 (67.4)	4993 (68.5)	3557 (65.6)	13948 (73.0)	25837 (82.8)
全国 (認知学校率)％	118805 (48.4)	122721 (55.3)	151190 (62.0)	237256 (70.5)	317121 (78.4)

＜中学校＞

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
文京区 (認知学校率)％	47(*9校) (90.0)	54(*10校) (100)	37(*9校) (90.0)	27(*8校) (80.0)	24(*8校) (80.0)
東京都 (認知学校率)％	3854 (78.9)	3255 (76.8)	2697 (76.1)	4029 (79.9)	5017 (84.3)
全国 (認知学校率)％	55248 (65.5)	52969 (67.5)	59422 (71.9)	71309 (76.5)	80424 (80.6)

「2 いじめ」

- 小学校：79件の内解消69件（H28年度91件の内解消87件）
- 中学校：24件の内解消18件（H28年度27件の内解消26件）
- いじめの態様：「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が多い。
- 未然防止の取組例
 - （小学校）
 - ・代表委員会を中心に、児童から集めた「いじめ防止の標語」を紹介し、掲示することで、児童が自主的、主体的にいじめについて考える取組
 - （中学校）
 - ・生活ノートを活用（担任と生徒の交換ノート）や生徒会活動による主体的な取組

【いじめが解消している状態】

いじめが解消しているとは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ①いじめに係る行為の解消：被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断された場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと：いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

（文部科学省：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より）

3 長期欠席

定義：平成30年3月31日現在の在学者のうち、「児童・生徒指導要録」の「欠席日数」欄の日数により、平成29年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒数

病気：本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。）

経済的理由：家計が苦しく教育費が出せない、生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者。

不登校：何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者。（病気や経済的な理由は除く。）

その他：「病気」、「経済的理由」「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者。
 具体例：保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者 など

理由別長期欠席者数

＜小学校＞上段：人数 下段：長期欠席者数にしめる割合＝該当者数÷長期欠席者数×100（%）

	病 気	経済的 理由	不 登 校			その他	うち、「不 登校」の 要因を含 んでいる 者	
			うち、90 日以上欠 席してい る者	うち、出 席日数が 10日以 下の者	うち、出 席日数が 0日の者			
文 京 区 %	26 (21.5)	0 (0)	44 (36.4)	23 (19.0)	4 (3.3)	3 (2.5)	51 (42.1)	3 (2.5)
東 京 都 %	1918 (28.1)	0 (0.0)	3226 (47.3)	1720 (25.2)	297 (4.4)	122 (1.8)	1682 (24.6)	286 (4.2)
全 国 %	21480 (29.6)	9 (0.0)	35032 (48.3)	15975 (22.0)	2420 (3.3)	956 (1.3)	15997 (22.1)	3436 (4.7)

＜中学校＞

	病 気	経済的 理由	不 登 校			その他	うち、「不 登校」の 要因を含 んでいる 者	
			うち、90 日以上欠 席してい る者	うち、出 席日数が 10日以 下の者	うち、出 席日数が 0日の者			
文 京 区 %	7 (5.8)	0 (0)	111 (92.5)	71 (59.2)	12 (10.0)	6 (5.0)	2 (1.7)	0 (0)
東 京 都 %	1593 (14.4)	0 (0.0)	8762 (79.3)	5880 (53.2)	1281 (11.6)	414 (4.7)	698 (6.3)	193 (1.8)
全 国 %	23882 (16.5)	18 (0.0)	108999 (75.4)	68016 (47.1)	13654 (9.4)	4281 (3.0)	11623 (8.0)	4568 (3.2)

「3 長期欠席」

○長期欠席者合計数

- ・小学校121名（H28度124名）
- ・中学校120名（H28度112名）

○その他

- ・「保護者の教育の考え方」（インターナショナルスクール）が多い。

4 不登校

定義：30日以上 何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者。（病気や経済的な理由は除く。）

<小学校> 上段：人数 下段：出現率＝不登校者数÷在籍者数×100（%）

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
文京区 (出現率)%	39 (0.55)	32 (0.44)	36 (0.47)	49 (0.60)	44 (0.52)
東京都 (出現率)%	2366 (0.43)	2565 (0.46)	2731 (0.49)	2944 (0.52)	3226 (0.56)
全国 (出現率)%	24175 (0.36)	25866 (0.39)	27581 (0.42)	31151 (0.48)	35032 (0.54)

<中学校>

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
文京区 (出現率)%	58 (2.80)	63 (3.02)	76 (3.69)	81 (4.01)	111 (5.38)
東京都 (出現率)%	7164 (3.03)	7514 (3.17)	7887 (3.33)	8450 (3.60)	8762 (3.78)
全国 (出現率)%	95442 (2.69)	97036 (2.76)	98428 (2.83)	103247 (3.01)	108999 (3.25)

「4 不登校」

○小学校

- ・44名の内20名が前年度からの引き続き（H28度49名の内17名）
- ・44名中5名は復帰（H28度49名中21名は復帰）

○中学校

- ・111名の内70名が前年度からの引き続き（H28度81名の内56名）
- ・111名中27名は復帰（H28度81名中15名復帰）

○不登校の要因

- ・小・中学校共に「不安の傾向がある」が最も多い。
- ・小学校では「家庭に係る状況」が多い。
- ・中学校では「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が多い。

○不登校対応の取組例

- ・適応指導教室「ふれあい教室」への通室、スクールカウンセラーによる全員面接（小5、中1）や不登校対応チームによる学校訪問（年2回実施）
- ・家庭と子どもの支援員の配置による家庭訪問や登校支援
- ・スクールソーシャルワーカー（SSW）による不登校児童生徒及び保護者への支援
- ・不登校支援文京区モデルの策定
スクールカウンセラー（SC）の有効活用・欠席日数による対応マニュアル・校内ケース会議でのSSWの活用